また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法第20条第１項第二号に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条第２項第三号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月24日

国土交通大臣　金子　恭之

1　監督命令をした年月日　令和８年２月３日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社西日本住宅評価センター　本社　大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号　大阪支店　大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区京町七十五番地一　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二百六番地　名古屋支店　愛知県名古屋市中区栄二丁目三番三十一号　豊橋事務所　愛知県豊橋市駅前大通一丁目二十七番地一　三重事務所　三重県津市栄町三丁目百四十一番一号　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十六番一号　松山事務所　愛媛県松山市宮田町百八番地　岐阜事務所　岐阜県岐阜市薮田南一丁目二番三号　広島支店　広島県広島市中区本川町二丁目六番五号　代表取締役　池内　信司

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年２月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により消防法（昭和23年法律第186号）第17条第１項に基づく消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条第１項第四号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月24日

国土交通大臣　金子　恭之

1　監督命令をした年月日　令和８年２月３日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本ＥＲＩ株式会社　本社　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町三番地十三　東京支店　東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号　立川支店　東京都立川市錦町三丁目五番二十二号　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番十号　金沢支店　石川県金沢市西念一丁目九番三号　長野支店　長野県長野市西後町千五百九十七番地一　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号　三重支店　三重県津市羽所町七百番地　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五　熊本支店　熊本県熊本市中央区坪井二丁目一番四十二号　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田一丁目五番一号　代表取締役　庄子　猛宏

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、業務実施マニュアルの改善、業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年２月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　令和５年６月から令和７年５月の間に行った147件の確認について、法第93条第５項の規定により、指定確認検査機関は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第２条第１項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、法第６条の２第１項の規定による確認の申請を受けた場合等においては、遅滞なく、これを当該申請等に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならないにもかかわらず、当該通知を遅滞なく行わなかった。